

さまざまな主体との協創による「新たな日常」に向けた地域課題解決推進事業 運営業務委託仕様書

1 委託業務の名称

さまざまな主体との協創による「新たな日常」に向けた地域課題解決推進事業運営業務委託

2 事業の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症との共存が求められる「新たな日常」において、地域課題の解決に寄与する新しい取組のモデルを公民連携により構築するとともに、成果を広く発信していくことにより、感染症拡大の影響により閉塞感を感じている地域に少しでも元気を届け、地域の活性化につなげていくことを目的とするものです。

なお、本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりさまざまな地域で困難を感じている人たち等を応援し、地域の活性化を図る全国的な活動である「コロナと闘う応援村」と連携し、県が独自に行う取組です。

3 委託業務の概要

(1) 委託期間

契約の日から令和3年3月31日（水）まで

(2) 委託業務の主な内容

委託業務は、次の3つのステージで構成されます。

【第1ステージ】

民間事業者、大学生、専門家、県職員等を構成メンバーとする「さまざまな主体との協創による『新たな日常』に向けた地域課題解決推進事業検討会議」（仮称）（以下「検討会議」という。）を設置し、地域の実情をふまえた持続可能な取組のモデル（例えば、ソーシャル・ビジネスの創出等につながる取組のモデル）を企画立案、構築するために、検討会議の運営等を行うこと。

【第2ステージ】

企画立案したモデル取組案の持続可能性を実証するため、検討会議の構成メンバーが実際に現場で行う実践（フィールド・チャレンジ）の準備・運営や、アドバイス、サポートを行うこと。

【第3ステージ】

成果を取りまとめ、広く発信していくために、成果報告書を作成し、成果報告会を開催すること。

【スケジュール（案）】

令和2年10月 検討会議設置

11月 検討会議（第1回、第2回）の開催

12月 検討会議（第3回、第4回）の開催、モデル取組の決定

令和3年 1月 フィールド・チャレンジ、検討会議（第5回）の開催

2月 フィールド・チャレンジ、検討会議（第6回）の開催

3月 検討会議（第7回）の開催、モデル取組の構築、
成果報告書の取りまとめ、成果報告会の開催

4 委託業務の内容

（1）検討会議の運営等

さまざまな主体が参画し、新型コロナウイルス感染症との共存が求められる「新たな日常」に向けた地域課題の解決に寄与する新しい取組のモデルを企画立案するための「考える場」の準備、運営を行うこと。

具体的には、以下の内容を実施、または留意することとします。

ア．運営業務内容及び開催条件等

【運営業務内容】

- ・参加者へ開催通知を行うこと。
- ・司会を行うこと、また議題を設定し、進行案を策定すること。
※進行案は、会議開催日の1週間前に提出し、県と協議を行うこととします。
- ・検討が円滑に行われるよう、当日のファシリテーションを行うとともに、必要に応じて事前の情報提供を確実に行うこと。
※ファシリテーションは、必要に応じて専門家に行わせることも可とします。
- ・会議の結果概要を作成し、翌日に提出すること。
※電子メールでの提出を基本とします。
- ・検討会議で出てきた取組のアイデアを具体的な企画立案につなげるためのブラッシュアップを行うこと。

【開催条件等】

- ・月 1 回以上の頻度で、合計 7 回以上開催すること。
※フィールド・チャレンジの実施までに 4 回程度、フィールド・チャレンジの実施からモデル構築までに 3 回程度開催し、当該実施に係る検証も行うこととします。
- ・津駅近辺の施設にて開催すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の実施を徹底すること。
- ・参加者については、次のとおりとし、全体で 20 名程度を想定しています。参加者を変更・追加する必要がある場合は、県が決定することとします。
 - ①民間事業者
※県との「応援村 OUEEN-MURA」の活動に関する包括連携協定に基づき、一般社団法人 SPGF グループ三重支部の参加を予定しています。
 - ②地方創生やソーシャル・ビジネスに関心のある大学生等
 - ③県職員
 - ④専門家
 - ⑤その他、検討会議で参加が必要と認められた者

イ. キックオフ・イベントの開催

- ・第 1 回検討会議の開催時に、キックオフ・イベントとして、講師を招聘し、参加者に向けた勉強会（例えば、ソーシャル・ビジネス勉強会等）を企画、開催すること。
- ・招聘に係る経費（報償費・旅費等）を支払うこと。
※当該経費は、委託費に含みます。

ウ. 専門家の選定・招聘

- ・進捗に応じて、検討が円滑に行われ、効果的な企画立案が可能となるよう、専門的助言を得ることができる専門家を選定し、提案すること。

例) 取組の内容に関連した分野を専門とする大学教授等の学者

取組の内容に関連した分野に従事経験があり、深い見識を有する事業者等

- ・招聘に係る経費（報償費・旅費等）を支払うこと。
※当該経費は、委託費に含みます。

エ. モデル取組例の提案

- ・感染症との共存が求められる「新たな日常」に対応するための地域の課題を明確化するとともに、その課題解決に寄与するモデルの取組の検討が円滑に進むよう、検討会議において、参考として取組例を提案すること。

その際、次の点に留意することとします。

- ①感染症の感染拡大防止策を盛り込んだ内容にすること。
- ②三重県における社会経済への感染症の影響をふまえ、「新たな日常」における地域の活性化につながる内容にすること。
- ③三重県の地域特性等を考慮した内容にすること。

(2) モデル取組案の実践（フィールド・チャレンジ）の準備・運営や、アドバイス、サポート

検討会議で企画立案されたモデル取組案を検討会議の構成メンバーが現場で試行し、持続可能なモデルとするための確認や問題点の洗い出しを行うための「実践する場」の準備・運営や、アドバイス、サポートを行うこと。

具体的には、以下の内容を実施、または留意することとします。

- ・モデル取組案の実践が円滑に行われるよう、必要な準備や管理を行うとともに、助言を行うこと。
- ・モデル取組案の実践に係る経費は、委託費に含みます。

(3) 成果報告会の開催等

検討会議における検討状況やモデル取組案の実践状況、完成したモデル取組の内容等の成果を広く展開するための「発表する場」の準備・運営を行うこと。

ア. 成果報告書の作成

- ・モデル取組構築に至る過程や、成果、課題等について取りまとめた成果報告書を作成し、紙媒体（原則としてA4版、2部）及び電子データにて提出すること。
- ・成果報告書の内容については、県ウェブサイトに掲載できるよう、検討会議参加者等の了承を得ること。

イ. 成果報告会の開催

- ・本事業の成果および本事業を「コロナと闘う応援村」の取組の優良事例として発信するために成果報告会を開催すること。

【開催条件等】

- ・実施時期は、令和3年3月を予定
- ・津駅近辺の施設にて開催すること。
- ・成果を発表する他、本事業の成果や「コロナと闘う応援村」の取組を広く周知できる内容とすること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の実施を徹底すること。

5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打ち合わせの機会を設けること。また、打ち合わせ場所は原則として三重県戦略企画部内とすること。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県と協議の上、決定をすること。
- (3) 委託業務の実施にあたっては、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、検討協議を重ねながら実施すること。
- (4) 打ち合わせや協議の内容については、議事録を作成し、提出すること。
- (5) 検討会議やモデル取組案の実践（フィールド・チャレンジ）、成果報告会の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を徹底するとともに、感染症の感染拡大状況等をふまえ、事前にオンラインでの開催等、開催方法について県と協議の上、決定をすること。